

「星野順榮の壽藏碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
浦和一〇	星野講師壽碑	山科祐玉	大槻修	大内退

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
田鶴年	一八九三・明治二六	南区太田窪	行弘寺	

一. はじめに

本石碑は、行弘寺の住職で、長く寺子屋を開いていた順榮法師の壽藏碑である。題辞は、古文に近い古風の篆書体。碑記は隸書体で書かれている。

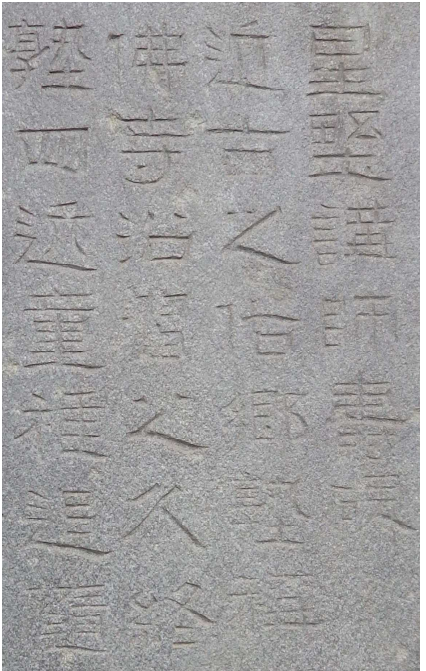
○写真1 石碑正面



○写真2 篆額



○写真3 「碑記」部分



二. 翻刻並に訳注

■ 翻刻

(正面)

◎ 題辞 (篆書体)

星野
講師
壽碑

星堅講師壽碑

天台宗寺門派長吏大僧正山科祐玉篆額

近古之俗鄉塾稱寺屋學童曰寺子蓋自武門執政文事舉歸僧侶故欲讀習者必就佛寺沿習之久終有此稱武州足立郡太田窪村行弘寺主順榮帶以天保戊戌設寺塾四近童稚追隨來學以至學制頒行師教之育之諄々不倦者三十五季可謂勤矣師號圓齋星野氏爲同郡中尾鄉鬮音院順長泐印第二子兩寺俱係本山派修驗者所謂火宅僧也師年十二薙染得度尋受圓密諸尊法先是本寺第十八屯泰淵僧都示寂不傳衣鉢者數年丁酉師入承其後己亥陪聖護院雄仁法親王入大和大峰即修驗道練行也因補權大僧都授法印位夫修驗之爲道立本地垂跡之說混同神佛謂之兩部明治中興朝堅痛排浮屠氏同門之徒倉皇多去佛歸神其能守道不變者本郡中只師一人耳丁丑天台宗管長特命管理埼玉茨城兩縣下門徒己卯師更補少講義癸未進權中講義丙戌轉中講師今茲癸巳師年七十有四身尚任教化可謂壯矣配星野氏男順泰亦既爲中講帶余嘗謂教育之爲言在且教且育其於兒童則

須先育後教而方今小季之制或不能棄失重于教之弊抑文學開導知識道學涵育德行兩者相待不可偏重者也嗚乎武門數百年小學多賴夫寺子屋者則教育之實不可不歸之佛衢之力也頃昉群弟子相謀欲爲師建壽碑以酬其息來求余文余亦與師相識弔善飲譚真率有古人之風其多季從事斯文而終始不變其操行者亦自有由焉銘曰

教化不怠 練行不怠 持之者何 修證驗德

明治二十六年三月

如電居士大槻修 撰

青巒居士大内退 書

田鶴年 刻

(背面)

もろ人のあつきこころのいしふみは幾世ふるともくちさらめやは

七十四翁 星野順榮

●異体字など

○堅	野。	○盖	蓋。	○帶	師。	○季	季。	○號	號。	○明	明。
○泐	法。	○世	世。	○數	數。	○歸	歸。	○男	男。	○嘗	嘗。
○季	學。	○重	重。	○溷	溷。	○道	道。	○味	日。	○善	善。
○擲	擲。										

■訳注

●本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

星野講師壽碑。

天台宗寺門派長吏大僧正山科祐玉篆額。

近古之俗、郷塾稱寺屋、學童曰寺子。

自武門執政、文事舉歸僧侶。

故欲讀習者、必就佛寺。

沿習之久、終有此稱。

武州足立郡太田窪村行弘寺主順榮師、以天保戊戌、設寺塾。

四近童稚、追隨來學。

以至學制頒行、師教之育之、諄々不倦者、三十五季。可謂勤矣。

師號圓齋、星野氏。

爲同郡中尾郷明音院順長法印第二子。

兩寺俱係本山派修驗者、所謂火宅僧也。

師年十二、薙染得度。尋受圓密諸尊法。

先是、本寺第十八世泰淵僧都示寂、不傳衣鉢者、數年。

丁酉、師入、承其後。

己亥、陪聖護院雄仁法親王、入大和高峰。

即修驗道練行也。

因補權大僧都、授法印位。

夫修驗之爲道、立本地垂跡之說、混同神佛、謂之兩部。

明治中興、朝野痛排浮屠氏。

同門之徒、倉皇多去佛歸神。

其能守道不變者、本郡中只師一人耳。

丁丑、天台宗管長、特命管理埼玉茨城兩縣下門徒。

己卯、師更補少講義。

癸未、進權中講義。

丙戌、轉中講師。

今茲癸巳、師年七十有四、身尚任教化。可謂壯矣。

配星野氏男順泰。

亦既爲中講師。

余嘗謂、教育之爲言、在且教且育。

其於兒童、則須先育後教。

而方今、小學之制、或不能棄失重于教之弊。

抑文學、開導知識、道學、涵育德行、兩者相待、不可偏重者也。

嗚乎、武門數百年、小學多賴夫寺子屋者、則教育之實不可不歸之佛道之力也。

頃日、群弟子相謀、欲爲師建壽碑、以酬。

其息來、求余文。

余亦與師相識。

師善飲善談、真率、有古人之風。

其多季從事斯文、而終始不變其操行者、亦自有由焉。

銘曰

教化不怠 練行不怠 持之者何 修證驗德

明治二十六年三月

如電居士大槻修 撰

青巒居士大内退 書

田鶴年 刻

● 訓詁

◎ 碑記

星野講師壽碑。

天台宗寺門派長吏大僧正山科祐玉篆額。

近古の俗、郷塾を寺屋と稱し、學童を寺子と曰ふ。

武門の政を執りてより、文事は擧げて僧侶に歸す。

故に讀習せんと欲する者は、必ず佛寺に就く。

沿習の久しきに、終に此の稱有り。

武州足立郡太田窪村行弘寺の主順榮師、天保戊戌を以て、寺塾を設く。

四近の童稚、追隨して來學す。

以て學制の頒行せらるるに至るまで、師之を教へ之を育くみ、諄々として倦まざること、

三十五季なり。勤と謂ふべきなり。

師、號は圓齋、星野氏。

同郡中尾郷明音院順長法印の第二子たり。

兩寺俱に本山派の修驗に係る者にして、所謂「火宅僧」なり。

師年十二にして、難染得度す。

尋いで圓密の諸尊法を受く。

是より先、本寺第十八世泰淵僧都示寂し、衣鉢を傳へざること、數年なり。

丁酉、師入りて、其の後を承く。

己亥、聖護院雄仁法親王に陪して、大和大峰に入る。

即ち修驗道の練行なり。

因りて權大僧都に補せられ、法印の位を授けらる。

夫れ修驗の道たる、本地垂跡の説を立て、神佛を混同し、之を兩部と謂ふ。

明治中興、朝野浮屠氏を痛排す。

同門の徒、倉皇として多くは佛を去りて神に歸す。

其の能く道を守りて變ぜざる者は、本郡中には只だ師一人のみ。

丁丑、天台宗管長、特に命じて埼玉茨城兩縣下の門徒を管理せしむ。

己卯、師更に少講義に補せらる。

癸未、權中講義に進む。

丙戌、中講師に轉ず。

今茲に癸巳、師年七十有四、身尚ほ教化に任ず。

壯と謂ふべし。

配星野氏の男順泰も、亦た既に中講師たり。

余嘗て謂ふ、教育の言たる、且つ教へ且つ育くむに在り。

其の兒童におけるや、則ち須らく育くむを先にして教ふるを後にすべし。

而るに方今の小學の制は、或ひは教ふるを重んずるの弊を棄失する能わず。

抑々文學は知識を開導し、道學は徳行を涵育す、兩者相待つにして偏重すべからざる者なり。

嗚乎、武門數百年、小學は多く夫の寺子屋に頼る者なれば、則ち教育の實は之を佛道の力に歸せざるべからざるなり。

頃日、群弟子相ひ謀り、師のために壽碑を建て、以て酬ひんと欲す。

其の息來りて、余に文を求む。
余も亦た師と相ひ識る。

師は善く飲み善く談じ、真率にして、古人の風有り。

其の多季斯文に従事して、而して終始其の操行を變ぜざるは、亦た自ら由し有るなり。

銘に曰く

教化怠たらず 練行怠たらず

之を持するは何ぞ 修證驗徳なり

明治二十六年三月

如電居士大槻修、撰す

青巒居士大内退、書す

田鶴年、刻す

●人物

○山科祐玉 園城寺第百五十五代長吏。明治五(一八七二)年に天台一宗管長、同七(一八七四)年に寺門一派管長、同一四(一八八一)年に園城寺住職、同一七(一八八四)年に寺門派長吏となる。

○聖護院雄仁法親王 文政四(一八二二)年から慶応四(一八六八)年。天保三(一八三二)年に、親王宣下を受け嘉言親王となり、同年、聖護院に入寺し得度。雄仁親王となる。

○大槻修 弘化二(一八四五)から昭和六(一九三一)年。江戸生まれ。諱清修、字念卿、通称修二郎、修等。別号、如電居士等。仙台藩儒大槻磐溪の次男。国語学者大槻文彦の兄。

家学を父に受け、藩校養賢堂に学ぶ。維新後は海軍兵学の教官や文部省に出仕したが、明治七年辞官。家督を弟文彦に譲り、爾来在野で活動。

○大内退 弘化二(一八四五)から大正七(一九一八)年。仙台生まれ。字は卷之。号は、青巒等。曹洞宗で出家したが、明治維新後は、西本願寺宗主の侍講をつとめるなど、幅広く仏教の研究や啓蒙活動を展開した。愛国結社や「尊皇奉仏大同団」を結成するなど、政治的な活動も行った。晩年は東洋大学の学長もつとめた。

○田鶴年 明治期の碑銘字彫師。いくつかの作品や目録類にその名が見えるが、まとまった記録は未見。

●注

- 壽碑 寿蔵碑とも。死後ではなく、当該者の生前にその事跡や評価を称えるために立てる石碑。
- 天台宗寺門派 寺門宗とも。延暦寺の最澄の高弟である円仁が延暦寺を継ぎ山門派となり、円珍が山を下って近江の三井園城寺を拠点とする寺門派となった。
- 長吏 長官。日本では僧職名称として用い、座主の別称。三井園城寺などの首長の呼称。
- 大僧正 僧綱の最高の官位である僧正を三つに分けるうちの最上位の官職。
- 近古 比較的近い昔。
- 郷塾 地方の学校。
- 沿習 踏襲する。習わし、習慣となる。
- 天保戊戌 天保九（一八三八）年。順栄、十九歳。
- 童稚 子ども、幼いもの。
- 追隨 あとにつき従う。
- 學制 日本最初の近代的教育制度を定めた教育法令。明治五（一八七二）年に太政官より発布された。小学校の開設は、明治六（一八七三）年からはじまった。
- 諄々 丁寧に教えるさま
- 三十五年 順栄が寺子屋を開いた天保九年から、小学校が開設される明治六年まで三十五年間である。
- 中尾郷 「武蔵風土記稿」では、足立郡木崎領中尾村。
- 明音院 足立百不動尊の二番。明治四年に廃寺。「新編武蔵風土記稿」には、「中尾村。玉林院、本山修験、聖護院末、中尾山と號す。西林院、當院の塔頭なり、大聖山と號す。明音院、これも塔頭なり、正本山と號す」とある。
- 本山派修験 平安時代から江戸時代にかけて存在した天台宗系の修験道一派。熊野三山を拠点とし、聖護院を本寺とした。
- 火宅僧 妻帯する僧侶。
- 師年十二 天保二（一八三一）年。
- 薙染 髪を剃り墨染めの衣をまとう、出家すること。
- 得度 仏門に入ること。
- 圓密 天台円教と真言密教。円教は、天台宗で説く教えの第四。ここでは天台の教えと真言の密教の全てを受けたことをいうか。
- 尊法 最高の教え。
- 衣鉢 修行者が持ち歩く道具一切。転じて、教法、奥義の意。師匠が弟子に奥義を伝えて後継者とすることを「衣鉢を伝える」という。
- 丁酉 天保八（一八三七）年。順栄、十八歳。
- 己亥 天保十（一八三九）年。順栄、二十歳。
- 大和大峰 大峰山は、役小角によって開かれたという伝説を持つ修験道の聖地。熊野から吉野へ大峯山を駆け抜ける「大峯奥駆」は、修験者（山伏）にとって最も重要な修行。
- 練行 行法を修練すること、修行。

- 權大僧都 僧侶の位のひとつ。
- 法印位 朝廷から僧侶に賜る高い位。詳しくは法印大和尚位。
- 本地垂迹之説 仏・菩薩が人びとを救うために、いろいろな神のすがたを借りて現れたという説。日本では、神道の神々と仏とを結びつけた。
- 浮屠氏 仏教。
- 倉皇 あわてるさま、いそぐさま。
- 丁丑 明治十(一八七七)年。順榮、五十八歳。
- 己卯 明治十二(一八七九)年。順榮、六十歳。
- 少講義 教導職のひとつ。教導職とは、明治初めに行われた神道国教化政策のために設置された宗教官吏。権訓導から最上位の大教正まで、十四のランクがあった。明治十七(一八八四)年に教導職は廃止となったが、その後も神道や仏教界において教師の階級として用いられた。少講義は第十一位。
- 癸未 明治十六(一八八三)年。順榮、六十四歳。
- 權中講義 教導職の第十位。
- 丙戌 明治十九(一八八六)年。順榮、六十七歳。、轉
- 中講師 中講義の誤字ではないか。中講義は、教導職の第九位。
- 癸巳 明治二十六(一八九三)年。
- 師年七十有四 逆算すると、星野順榮の生年は、文政三(一八二〇)年。
- 文學 学問、学芸。
- 開導 導き教える。
- 道學 道徳を説く学問。
- 涵育 潤し育てる。転じて、教化する、涵養。
- 德行 道徳に基づいた正しい行い。
- 小学 初等教育。中国の周代の制度では、八歳で小学に入り、十五歳で大学に入った。
- 真率 純粹でひたむきなさま。
- 古人之風 古人は、昔の人。古人風とは、純粹質朴で正直であり、輕率欺瞞がないこと。人格者についての最高の称号といえる。
- 斯文 この学問。通常は儒学を言うが、ここでは仏教も含めた学問全体であろう。
- 修證 修行によって悟ること。
- 驗徳 山伏などが備えている、修行・祈祷の効験を現しうる立派な徳。

● 口語訳 (小見出しは訳者が便宜的につけたもの)

星野講師の壽碑。

天台宗寺門派長吏大僧正山科祐玉が篆額を書す。

【寺子屋の起源と定着】

少し昔までは、地域の学び舎を寺子屋と呼び、通う子どもを寺子と言った。武家が政治を執るようになってから、文事はすべて僧侶が担うこととなった。そこで、学習学問をしようとする場合には、必ず仏教寺院に赴いて行うことになった。その習わしが久しくなつて、ついに「寺子屋」という名称が定着したのである。

【行弘寺に寺子屋が開かれたこと】

武蔵の国の足立郡太田窪村行弘寺の住持である順榮師は、天保九年に、寺で私塾を開いた。近隣の児童たちが後を追うように、次々に来学した。

そして学制が発布されて近代教育が始まるまでの間、順榮師は子どもたちを丁寧に教え、育み続けることが、三十五年間であった。まことに勤勉勤勞と言うべきであった。

【星野順榮師の事跡】

師、号は円斎、俗姓は星野氏である。

足立郡中尾村の明音院順長法印の第二子である。

行弘寺明音院ともに、本山派の修験宗に連なるもので、いうところの「火宅僧」であった。

師は、十二歳のときに、出家得度した。尋いで天台円教と真言密教の様々な最高の教えを受けた。

実はこれに先立ち、行弘寺の第十八世泰淵僧都が示寂していたが、そのあとを継ぐものがおらず、数年の間無住であった。

天保八年、師が行弘寺に入って、その跡を継ぐことになった。

同十年、師は、聖護院雄仁法親王に陪従して、奈良大峰山に入り、修験道の修行を行った。そのことにより、権大僧都に補任せられ、法印の位を授けられた。

【修験道と神仏分離の動き】

そもそも修験道では、本地垂跡の説を立て、神道と仏教とを混同して、これを両部といった。

明治維新になると、いわゆる神仏分離・廃仏毀釈が起こり、朝野をあげて仏教を排撃した。修験道などの神仏習合の徒は、おおあわてで多くは仏教を去って神道に与した。

【仏道を守り、教導職を務め続ける星野師】

その中で、仏道を守って変節しなかったものは、足立郡にあつては星野師ただ一人であった。

明治十年、天台宗管長は、特に師に命じて、埼玉茨城両県下の門徒を管轄管理させた。

同十二年、師は、更に教導職の少講義に補任された。

同十六年、師は、権中講義に昇進した。

同十九年、師は、中講師に転任した。

そしていまこの同二十六年の年、師は年齢が七十四歳に達されたが、いまだに「教化」をつとめとされている。

まことに「壮」と言うべきであろう。

師の息子の順泰君も、またすでに中講師をつとめられている。

【「教える」「育む」こと】

私がかつてこう考えていた、

「教育という言葉は、教えることと育むこと、この二つを含んでいる。その中で、初学の児童においては、「育む」ことが優先されて、「教える」ことはその次に置かれるべきだ」と。

ところが昨今の小学校の制度においては、「教える」ことに比重を置きすぎるといふ弊害から免れることができないように思われる。

そもそも文学（学問）は知識について導き教えるもので、道学（道徳を説く学問）は人徳と行動を涵養するものである。両者はどちらも均しく重要なのであって、偏ってはなら

ないものなのである。

【初等教育における仏教の役割】

ああ、武家が政治を司るようになって数百年がたったが、初等教育はそのほとんどが、かの寺子屋に頼っていたわけで、「教育」の実質は、もっぱら仏道の力に帰っていたのである。

【星野師寿蔵碑建立の企て】

このごろ、弟子たちが相談し、星野師のために寿蔵碑を建て、師の恩に報いようと考えた。そして師の息子が私のところへ来て、文章を求めた。

【私と星野師】

私自身も星野師とはよく知った仲である。

星野師は、善く酒を飲み、また善く談論する。純粋でひたむきで、正直質朴な古人の風格がある。

彼が長い間学問に従事してきて、しかもついにその節操を代えずに正しい道を全うしてきたというのも、その性にもとづくというもつともなわけがあるのだ。

【銘文】

銘文に言う

教化を怠たらず、修行も怠たらず。

そうした両立を維持できたのは何故か、修行を積むことで身につけた徳によるのだ。

【記録】

明治二十六年三月

如電居士大槻修が撰文した。

青巒居士大内退が書した。

田鶴年が文字を刻した。

三．資料

(一) 「新編武蔵風土記稿」 卷一四三 足立郡之九 木崎領

◎太田窪村・寺院

○行弘寺

「龍燈山と號す、本山修験、中尾村玉林寺院の配下なり」

(二) 「武蔵国郡村誌」 卷之九

◎太田窪村・仏寺

○行弘寺

「竪二十五間横十五間面積三百八十二坪村の東南にあり元本山修験中尾村玉林寺の配下なりしか明治四年八月天台宗近江国滋賀郡園城寺の末派となる」

四．主な参考資料

① 翻刻

・埼玉県教育委員会『埼玉県教育史金石文集 上』（埼玉県教育委員会、一九六八）

・浦和市郷土文化会編『浦和の石ぶみ』（浦和市郷土文化会、一九八七）

②論文等

- ・小島熙 「郷土資料報告 (三)」『うらわ文化』第十二号、一九六六
- ・小島熙 『浦和の今昔物語』「八庶民教育 (四) 寺子屋の指導者 (ロ) 星野順栄の筆塚」(草土社、一九六七)、のち「浦和の今昔物語 (二二)」『うらわ文化』第二十二号、一九六八。

以上

二〇二四年一月 薄井俊二訳す